

医療的ケア児通学支援事業利用の手引き 保護者編（令和7年11月版）

県立特別支援学校で、通学中に医療的ケアが必要となり、スクールバスでは対応が困難な医療的ケア児に対して、訪問看護等事業者の看護師が同乗する福祉タクシー等事業者の車両で、通学できるようにする事業です。

タクシー運賃は、就学奨励費で対応します。

本事業の対象者（全てに該当するお子様）

- ・すでに県立特別支援学校で日常的に安全な医療的ケアが実施できている
- ・通学中に医療的ケアが必要なため、スクールバスによる通学が困難
- ・安全面等の課題が確認されたとき、休止・中止を同意している
- ・本事業の通学を希望している

令和7年度6回利用可能

- ・令和7年度の本事業を利用した通学回数は、6回です（キャンセルも回数に含みます）。
- ・回数は、片道分です。登下校で利用する場合は、2回分となります。

1 事前相談

本事業の利用を希望する場合、まずは、通学している学校に相談してください。

- ・お子様が本事業の対象となるか確認します。対象となれば、学校から連絡があります。

2 主治医指示書の取得

「お子様は、事業の対象となる」と学校から連絡がありましたら、主治医へ医療的ケアにかかる指示書の作成を依頼してください。

- ・校内での医療的ケアに加え、車両内での実施についての留意事項等を記載いただきます。
- ・進級時、継続して医療的ケアを受ける場合は、校内での指示書と本事業の指示書を兼ねることが出来ます。

3 事業者の選定

主治医指示書を取得したら、利用したい事業者を探し、通学時に利用できるか確認してください。

- ・「医療的ケア児通学支援事業利用の手引き 事業者編」などを持参し、事業者の説明すると手続がスムーズです。
- ・各事業者と、指示書・確認書（別添様式1・2）をもとに確認してください。確認書は学校へ提出しますので、必要に応じて保護者用・事業者用・学校用の3部作成してください。
- ・可能であれば、学校提出用の事業者のパンフレットも取得してください。

【訪問看護等事業者】

- 持っていくもの
 - ・医療的ケア児通学支援事業利用の手引き 保護者編
 - ・医療的ケア児通学支援事業利用の手引き 事業者編
 - ・指示書
 - ・訪問看護等事業者との確認書
- 確認すること
 - ・指示書の内容の実施はできるか
 - ・個別医療的ケア計画等の作成ができるか
 - ・学校が求める会議へ参加できるか
 - ・日報等学校が求める書類を作成できるか
 - ・看護師の駐車場は必要か など

【福祉タクシー等事業者】

- 持っていくもの
 - ・医療的ケア児通学支援事業利用の手引き 保護者編
 - ・医療的ケア児通学支援事業利用の手引き 事業者編
 - ・福祉タクシー等事業者との確認書
- 確認すること
 - ・医療的ケア実施のための駐停車場所
 - ・通学にかかる時間
 - ・介助手数料等が必要か（1回当たり3,000円を超えないか）
 - ・運賃は保護者等へ、介助手数料等は学校へ分けて請求してもらえるか
 - ・キャンセル規定
 - ・学校が求める会議へ参加できるか など

4 申請

利用できる事業者が見つかりましたら、学校に医療的ケア通学支援事業利用申請書等を提出してください。

【提出書類】

- ・ 医療的ケア通学支援事業利用申請書
- ・ 利用希望事業者届
- ・ 主治医指示書
- ・ 訪問看護等事業者との確認書
- ・ 福祉タクシー等事業者との確認書
- ・ 福祉タクシー等事業者の見積書
- ・ 各事業者のパンフレット（学校分があれば）

5 通学開始に向けた会議

申請書提出後、学校が通学開始に向けて、保護者等、訪問看護等事業者、福祉タクシー等事業者、学校等が参加する会議を開催します。お子様の安全な通学のために必要なことを話し合いますので、必ずご参加ください。

- ・ 会議で協議書を作成します。
- ・ 会議で安全な通学が確認できれば、後日、学校から医療的ケア通学支援事業利用承認書が交付されます。

6 事業者との手続

承認書を受け取りましたら、福祉タクシー等事業者と通学で利用するための必要な手続をしてください。

- ・ タクシー利用料金のうち、運賃を保護者等が一時的にお支払いいただく手続になります（運賃は、就学奨励費の対象ですので、利用時には領収書を取得してください。介助手数料等については、1 回当たり 3,000 円まで学校が負担します）。
- ・ 保護者等の都合により発生したキャンセル料は、本事業の対象とはなりません（お子様の体調不良等やむを得ない事情は除く）。
- ・ 契約書を交わすかどうかは、福祉タクシー等事業者と相談の上で決めてください。
- ・ 手続が済みましたら、福祉タクシー等事業者と児童生徒等の輸送にかかる同意書（様式4）

を作成し、学校へ提出してください。

- ・ 同意書は、必要に応じて保護者用・事業者用・学校用の3部作成してください。
- ・ 同意書提出後、学校と福祉タクシー等事業者で介助手数料等にかかる手続を開始します。
- ・ 訪問看護等事業者とは、学校が必要な手続をします。ただし、訪問看護等事業者が、お子様の医療的ケアのことについてうかがうたり、個別医療的ケア計画等について説明することがありますのでご協力ください。

【訪問看護等事業者】

- ・ 訪問看護事業者から問合せがあったら、お子様の医療的ケアのことについて説明する。
- ・ 個別医療的ケア計画等について説明を受ける。

【福祉タクシー等事業者】

- ・ 通学で利用するための必要な手続をする。

【提出書類】

- ・ 児童生徒等の輸送にかかる同意書

7 通学開始許可

学校と各事業者との手続が済みましたら、学校から通学開始許可書が交付されます。個別医療的ケア計画も提示されますので、内容ご確認の上、実施内容に同意ができましたら、医療的ケア等実施同意書を学校へ提出してください。

【提出書類】

- ・ 医療的ケア等実施同意書

8 試走・通学開始

医療的ケア等実施同意書を提出後、本事業を利用した通学を開始できます。

- ・ 訪問看護等事業者と福祉タクシー等事業者は前月の15日までに予約を取り、学校に連絡ください。
- ・ はじめは、必ず試走を実施してください。

【試走】

保護者も福祉タクシーの車両に同乗して、通学開始に向けた会議で話し合ったことができるか確認してください。確認できれば、2回目以降は、保護者の同乗は不要です（学校に確認ができたことを連絡してください）。試走も利用回数に含みます。

利用前の流れ

- ① 前月の 15 日までに、訪問看護等事業者と福祉タクシー等事業者に予約する。
- ② 予約した日を学校に伝える。

利用当日の流れ

（登校時、看護師が自家用車で集合する場合の例）

- ① お子様の体調を確認してください。登校できる体調であれば、登校の支度を調える。
- ② 看護師の自家用車の駐車場、福祉タクシーの駐停車場所を確保する。
- ③ 看護師と福祉タクシーが集合したら、お子様を福祉タクシー脇まで運び、看護師に実施カードを渡してお子様の健康状態を説明する。（看護師も、お子様の健康状態を確認します。）
- ④ あらかじめ決めた方が車両にお子様を乗せ、出発。（乗車後、再度、看護師がお子様の健康状態を確認します。問題なければ、出発します。）
- ⑤ 出発後も連絡が取れるようにしておく。
（お子様を学校まで送り届けたあと、看護師が駐車場まで自家用車をとりうかがう。）

利用後の流れ

- ① 福祉タクシー等事業者に運賃をお支払いください。このとき、領収書をもらってください。
- ② 学校が定める期間に、領収書を提出してください。（就学奨励費受給のため。）

キャンセル

お子様の体調不良などキャンセルせざるを得ないときは、できるだけ早く連絡してください。

- ・ 保護者等から学校、訪問看護等事業者、福祉タクシー等事業者連絡してください。
- ・ 臨時休校など学校の都合でキャンセルせざるを得ないときも、学校は保護者等に連絡しますので、保護者等から訪問看護等事業者、福祉タクシー等事業者へ連絡してください。
- ・ 福祉タクシー等事業者にキャンセル料を支払わなければならないときは、そのことを学校に相談してください。就学奨励費の対象となる場合があります。

変更

通学路の変更、利用する事業者変更、医療的ケアの内容の変更などがあるとき。

- ・ 学校や各事業者連絡してください。
- ・ 必要に応じて、主治医指示書の取得、必要な会議や試走などを実施します。

年度毎の確認

本事業を利用している場合であっても、年度末に、本事業の対象となっているか、安全に通学できているか確認のため、再度、申請手続を行います。

- ・ 事業者に変更がなければ、申請時、各事業者との確認書とパンフレット・福祉タクシー等事業者の見積書の提出は省略できる場合があります。試走も省略できる場合があります。

Q & A

Q 1

入学当初から利用したいのですが。

A 1

安全を確保するため、すでに学校で医療的ケアを実施しているお子様が対象です。

Q 2

スクールバスを利用していますが、本事業を利用できますか。

A 2

できません。スクールバスに乗車できないお子様を対象としています。

Q 3

すでに利用していますが、進級直後の 4 月から利用できますか。

A 3

手続が済み次第利用できますが、学校と訪問看護等事業者間の契約は 4 月以降となるため、学校に相談ください。また、契約前に仮予約が取れるかは、訪問看護等事業者を確認いただく必要があります。

Q4

福祉タクシーを使わず、保護者運転の自家用車に看護師を同乗させて登校させた場合、本事業の対象となりますか。

A4

本事業の対象とはなりません。

Q5

福祉タクシーではなく一般タクシーを使う場合も事業の対象となりますか。

A5

本事業の対象となります。

Q6

自宅以外の場所に下校させることはできますか。

A6

原則として、できません。ただし、緊急時には救急搬送する場合があります。

Q7

試走で保護者が同乗しますが、保護者の帰り（自宅まで）の交通費は就学奨励費の対象となりますか。

A7

対象となります。

Q8

保護者の費用負担は必要ないのですか。

A8

主治医指示書の取得料、看護師の自家用車の駐車料、キャンセル料（お子様の体調不良等やむを得ない場合の訪問看護等事業者へのキャンセル料は除く）は保護者の負担となります。

タクシーの運賃は、就学奨励費の対象で全額支給の対象ですが、就学奨励費の支給を辞退される場合は保護者負担となります。

また、福祉タクシー等事業者への登録料等、3,000 円を超える介助手数料等については、保護者負担となります。

その他、医療的ケアにかかる衛生用品等をご用意いただく必要があります。

Q9

前月の 15 日を過ぎて予約を取ってもよいですか。

A9

原則として、前月の 15 日までです。各事業者や学校に相談してください。

Q10

連続した日にちや 1 日の登下校両方で利用することはできますか。

A10

各事業者の予約を取ることができれば、可能です。

Q11

キャンセルも利用回数に含みますか。

A11

含みます。臨時休校等によりキャンセルせざるを得ない場合も含みます。

Q12

放課後等デイサービス事業者が、看護師による車両内の医療的ケアの実施と子どもの輸送もしてくれるとのことですが、本事業で利用できますか。

A12

放課後等デイサービス事業者に、本事業にかかる訪問看護等事業と福祉タクシー等事業者両方の手続をしていただければ、利用できます。

Q13

登校時、本事業を利用したあと学校から子どもの迎えを依頼されることはありますか。

A13

降車時、お子様の健康状態によっては、迎えを依頼されることがあります。

- ・ 手続きについては、学校にご相談ください。
- ・ 利用は県の予算の範囲内です。超える場合、年度途中で利用中止となる可能性があります。
- ・ 別添の各様式は参考様式であり、適宜修正して使用いただけます。修正するときは、事前に学校へ相談してください。
- ・ 「医療的ケア児通学支援事業要項」「医療的ケア児通学支援実施要領」なども確認してください。また、本手引きを含め、内容に変更がある場合がありますので、必ず最新のものを確認してください。下記の WEB ページに各様式も含め掲載します。

- ・ 関連ウェブページ

<https://www.pref.gunma.jp/site/kyouiku/5043.html>

群馬県教育委員会特別支援教育課

電話 027-226-4651

